

令和元年第8回教育委員会議事録

令和元年5月22日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年5月22日（水）午後2時00分～午後2時56分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 田 中 哲 教育企画担当部長 白 石 高 士
教育人事企画課長
学 校 整 備 中 村 一 郎 生涯学習担当部長 安 藤 利 貞
担 当 部 長 中央図書館長
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 村 野 貴 弘
特別支援教育課長
済美教育センター
(仮称) 就学前教育 正 富 富 士 夫 学校支援課長 市 川 雅 樹
支 援 セ ン タ ー
開 設 準 備 担 当 課 長
学 校 整 備 課 長 渡 邊 秀 則 学 校 整 備 岡 部 義 雄
担 当 課 長
済美教育センター 東 口 孝 正 済美教育センター 平 崎 一 美
統 括 指 導 主 事 所 長
済美教育センター 古 林 香 苗 中央図書館次長 加 藤 貴 幸
統 括 指 導 主 事
副 参 事
(子どもの居 倉 島 恭 一
場 所 づ くり
担 当)

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第40号 令和元年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 議案第41号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の改定について
- 議案第42号 杉並区立中央図書館改修建築工事の請負契約の締結について
- 議案第43号 杉並区立中央図書館改修電気工事の請負契約の締結について
- 議案第44号 杉並区立中央図書館改修空気調和設備工事の請負契約の締結について

(報告事項)

- (1) 令和元年度児童・生徒数、学級数について（令和元年5月1日現在）
- (2) 「杉並区特別支援教育推進計画」の改定について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第40号	令和元年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則	4
議案第41号	「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の改定について	5
議案第42号	杉並区立中央図書館改修建築工事の請負契約の締結について	18
議案第43号	杉並区立中央図書館改修電気工事の請負契約の締結について	18
議案第44号	杉並区立中央図書館改修空気調和設備工事の請負契約の締結について	18

報告事項

- (1) 令和元年度児童・生徒数、学級数について（令和元年5月1日現在）
- (2) 「杉並区特別支援教育推進計画」の改定について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

教育長 ただいまから、令和元年第8回杉並教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり議案5件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第42号から議案第44号までにつきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、区的意思形成過程上の案件となっております。したがって、同法第14条第7項の規定により審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第42号から議案第44号までの審議につきましては非公開といたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第40号「令和元年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催・運営の準備に伴う業務への影響や大会時に想定される交通混雑の緩和に向けた取組等を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、令和元年度における夏季休暇の取得期間を拡大したところでございます。このことに伴いまして、区費教員につきましても都費教員と同様の取扱いにするため、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」に定める夏季休暇の特例を定めるものでございます。

それでは、規則の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付をいたしました「読替表」をご覧ください。第32条第1項に規定されている「夏季の期間」につきまして、「7月1日から9月30日まで」としているものを、令和元年度におきましては、「6月1日から10月31日まで」と読み替えるものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。施行期日でございますが、公布の日から施行することとしてございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いを申し上げます。

教育長 東京都に準じて広げるということですね。

庶務課長 そのとおりです。恐らく今年がそうであるように、来年もこういった特例でということになるかと思えます。

教育長 時限的なものだから読み替えということで対応しましょう。

庶務課長 はい。ありがとうございます。

教育長 それでは、よろしいですか。それでは採決を行います。議案第40号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第40号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第2、議案第41号「『杉並区教育ビジョン2012推進計画』の改定について」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。本件につきましては、3月20日、第4回教育委員会定例会において計画案の決定をいただきました。その後、4月1日から30日間の区民等の意見提出手続きを実施いたしまして、今般、その結果等を踏まえて改定をするものでございます。

それでは、原案を1枚おめくりください。初めに、1の区民等の意見提出手続の実施状況でございます。記載のとおり、意見提出の実績総数は12件、全て個人によるものでございました。項目数としては、述べ28項目のご意見を頂戴いたしました。平成29年に現計画を策定した際には個人で14件、その前の27年の改定時には個人で8件ということから、件数の大幅な動きというのはこの間あまり見られませんでした。

しかし一方で、意見の傾向としてはいじめや不登校など社会的関心事が反映したもの、また特別支援教育のように理解が広がったというところから多様なご意見を頂戴したもの、そういったところが見てとれたかと思えます。こういった背景の一端には、今回小学校と中学校のPTA協議会、また青少年委員への計画案の配布を行いまして、より広くご意見を頂戴するという手はずをとったところも反応したかというふうに考

えます。

次に2-1、提出された意見と教育委員会の考え方でございます。別紙の1をご覧ください。意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方をまとめてございます。おめくりいただいて、4ページの「その他」の欄をご覧ください。寄せられた意見のうち、計画外の5件につきましては既に関係部署へ情報提供を行っております。

続きまして、(2)の修正箇所についてです。別紙2をご覧ください。区民意見等の意見を踏まえた修正はございませんでした。それによらない修正ということで、20項目について今回修正をしております。意見によらない修正の主な理由は1ページの2番のように、実績値を最新の数値に修正したもの、また11番のように、30年度末の事業量が確定したことによる修正などがございます。

また、裏面の19番、20番に記載しましたとおり、改元による修正や平成と令和が混在する文中や一覧表において元号と西暦を併記するなど、年度ごとの進捗をわかりやすくする、そういった修正を行っております。

また、4月24日第6回教育委員会定例会でご報告をいたしました、都補助を活用し増設するとした通学路等防犯カメラの設置拡大につきましては、設置済みの通学路防犯カメラに加え、令和2年度までにさらに89台を設置することになったために、関連する1ページの4番、7番、裏面2ページの15番に記載のとおり、通学路等安全対策の推進において取組を追加することといたしました。

次に、修正後の「杉並教育ビジョン2012推進計画案」についてです。別紙の3が修正後の全文となっております。こちらについての内容については、3月20日の第4回教育委員会定例会で既にご説明したとおりですが、令和2年度から順次全面改訂となる新学習指導要領への対応を含め、教育ビジョンの目標の実現に向けた最終段階における取組を推進するため、昨年11月に改定された「杉並区総合計画」との整合を図り、必要な修正を加えた上で、全事業で40事業、このうち新規事業が3事業という形での改定となっております。詳細につきましては前回ご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

最後に4番、今後の主なスケジュールですが、6月に文教委員会への報告を行い、その後、6月15日号の『広報すぎなみ』に掲載し、区ホー

ムページ等により公表をしております。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

折井委員 「教育ビジョン2012推進計画」の改定ということで、区民の皆様からのご意見、さまざまにいただいたということで、目を通してくださる方がいらっしゃるということに感謝するところでありますけれども、せっかくでございますので、1点私のほうから改めて質問させていただきたいんですけども、別紙1の「意見の概要」の2ページ、「部活動支援の充実」、番号でいうと11番のところで、そういう働き方改革によって部活動を支援する外部指導員を配置することに賛成ということでご理解いただいて、ご支援いただいているのだなということがわかるのですが、同時に、やはりその指導の仕方、そういったところに十分配慮してほしいという意見が寄せられています。教育委員会の考え方というところにはありますけれども、ガイドラインも定められたということで、今までのそれぞれの考えに基づいて、どちらかという部活動はガイドラインに従うということが恐らく非常に重要になるのだというふうに思うのですが、この点について教育委員会では今後どのような研修、指導等を行っていく予定でしょうか。お聞かせいただければ幸いです。

教育人事企画課長 ここに体罰・ハラスメントとありますけれども、基本的に教員を対象とした研修は済美教育センターで集めて行っておりますし、ただ、非常勤教員ですとか、こうした外部指導員を一斉に集めて行う研修というのは物理的に会場の問題もありますし、いろいろ考えたときにはかなり困難であると思っています。そこで、各学校で校長が中心となって行う年1回の東京都の体罰調査というのがあって、子どもたちにアンケートをとり、その項目について、いわゆる疑わしきものについて管理職は直接生徒や児童に聞き取りをするなどして、体罰のあるなしという調査報告を都に報告しているものがたしか12月ぐらいにあります。その機会を捉えて各学校では研修を行っておりますので、教員と同じ時間に一緒に研修はできませんが、その時にそうした外部指導員には管理職が個別に「こういうことはしてはいけない」とか「こういうふう

にしてください」という学校の方針も含めてお話をし、指導しているところであり、今後もこうした各学校の校長が指導していくガイドラインも今回できましたので、それに基づいて全校が同様に取り組んでいく予定でございます。

對馬委員 細かいことかもしれませんが。今の11番の上に10番の「学校図書館の充実の教育委員会の考え方」の5行目、真ん中から後ろ。「学校支援本部や地域のボランティアは学校司書による助言や指導を受け、読み聞かせに協力している学校も多くあります」というところで、学校司書は地域ボランティアに指導する立場にあるのでしょうか。ここは助言だけでよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

済美教育センター長 ご指摘いただいたとおり、指導という関係でございます。ここのところは連携をとってやっていくというような趣旨ですので、調整というか文言修正を考えたいと思っています。ありがとうございます。

久保田委員 「杉並区教育ビジョン2012推進計画」案が区民の声も踏まえた上で、このような形でまとまってきたことを大変喜んでおります。あわせて、期待も含めて感想を申し上げたいと思います。

今回の別紙1のところでは幾つかの項目がある中で、特に12、13、14の特別支援教育の充実にかかわったところで、今こんなことを考えています。先日の総合教育会議でも申し上げたのですが、やはり教育の機会の確保と教育の質向上という、この2つが大きな課題だというふうに今考えておりました。そのうちの1つ目の教育の機会の確保ということであると、やはり特別支援教育、あるいはいじめ・不登校に対する対応・対策等が非常に大きくなってくるのだと思っております。

そこで、私、以前、南伊豆健康学園の副園長を務めていた時に思い出したことがあります。ちょうど25年ぐらい前でしたか、健康学園の20周年の記念式典があって、その時点でこれからどうやっていったらよいかということで、実は「杉並自然学園構想」というのを企画して提案しました。その時点では小中学生を対象にした杉並自然学園ということで、これはいじめ・不登校、そうではない児童生徒も含めた一体的な自然学園構想で、「ユメトピア」というふうに名付けたのですが、残念ながら健康学園は廃園となりまして、もうこの辺は無理かなとは思っておりますが、そこまでの規模にならずとも、やはりこの杉並区で不登校等を含

めた何らかの対応、それこそ小中一体となった施設といったらいいのでしょうか、機関といったらいいのでしょうか、そういったものを具体的にやはり考えていく時期に来ているのではないかなと思っております。是非この辺の具体化についてこれから取り組んでいけたらいいなというふうに思っております。

それからもう1点、ビジョンの構想でとって大好きなところがありまして、それは目指す人間像のかかわりを大切に、地域社会、自然とともに生きる人のところで、取組の視点でいうと、学びと循環の重層化、連続性、きめ細かさの重視、そしてかかわりとつながりの重視というところなんですね。この辺はやはり杉並においても、大事に大事にこれからもやっていきたい部分かなと思っております。といいますのも、AI社会の到来で、まさにAIと人間の共生ということが具体的に語られている中で、やはりAIを生かしつつ、なおかつAIにできることとAIにできないこと、あるいはAIではなくて人間だからこそできること、人間ならではのできるものとかその辺をいろいろ考えていく中で、やはり教育の中身を見つめ直していくということが大事かなと思っておりますので、この辺のところで具体的な取組をこれからいろいろ考えていけたらいいかなと思っております。

期待と感想を申し上げました。ありがとうございました。

教育企画担当部長 今の不登校の件も、AIの件も、いわゆるこれから先の社会、予測不可能な社会とも言われていますけれども、そこをどう見据えてこれからの杉並の教育を進めていくかということのご意見かなというふうに受けとめさせていただきました。

最初の不登校につきましては、今、他地区でもいわゆる教育機会確保法の趣旨を受け、子どもたちの多様な学びの場を確実に確保していくという動きが出て、東京都でも不登校特例校などの新しいタイプの学校の設置というのが進んできているのかなと思います。杉並には適応指導教室、いわゆる「さざんかステップアップ教室」というのがあります、あるいはまた民間機関のフリースクールなどに通っている子どもたちもいます。そういう子どもたちの学びをしっかりと教育委員会としても見て、大きく教育委員会としてサポートできるような多様な学びの機会をつくっていくような構想を、今後のビジョンも見据えて考えていきたいと思っております。

AIについても全く同じであって、学校の先生はAIに勝てる、勝てないポイントが絶対あって、つまりAIで賄っていくべきものと先生がしっかり担わなきゃいけない部分、そういう教員をどうやって育てていくのかというのはこれから大きな課題であると思います。どちらにしても大きな課題でありますので、今後の新しいビジョンの策定に向けて十分構想を練ってまいりたいと考えております。

庶務課長 本編のほうに書きました、2ページのところですがけれども、計画の考え方というところの3段落目になります。今ご指摘いただいたように、教育委員会では「人間の知と人工の知が学び合い、支え合い、共に教育を創る共生する知の時代」というふうに、これからの先の風景を見据えて今おります。また、こうやってその上で、まちそのものが生涯にわたる学習環境である。まさに先ほど久保田委員がおっしゃった、かわりを持って人々が一緒に生きていくという姿を普遍的なものとして捉えて、次期教育ビジョンの策定につなげてまいりたいと考えております。

伊井委員 今回のこのビジョンの案は小学校・中学校のPTA協議会、そして青少年委員会にも配付されてご覧いただいたということで、より多くの方々に見ていただけた点がすごく評価できる点だと思ひまして、ビジョンの中の「誰もが学び続け、その成果を生かせる地域づくりを進めます」ということで、杉並の教育の中で地域と連携してというところは本当に外せないし、またこの10年以上の取組によって育ってきたところも、学校に行くたびにとても子どもの育ちとしても、それから子どもを取り巻く地域の方々も学校に入ってきてという中でのかかわりの大きさだったり、それから地域の方々も学校に入ってきてかかわることによってさまざまな連携だったり、人間環境をつくっているんだなど、すごくそういうことでたくさんの方々がかかわっている良い場面をたくさん拝見します。

これからまた3年間のビジョン推進計画もそうですけれども、先に向けて子どもたちを多くの方々に支えていくというような取組として、またその方向性がよく見えるビジョン推進計画になったのではないかなと思ひ、引き続き多くの方々にまたご理解いただけるような説明とかもつなげていけたらいいなと思ひております。よろしく願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。今回PTA協議会への配布ということ

をさせていただきまして、まずもって教育委員会が行っていることをご理解いただく、関心を持っていただく。その上で関心から共感を持っていただいて、最終的にはご支援をいただくと。その支援をいただけたところまでくると、まち全体で教育委員会も含めまして、子どもたちのためにという一点に集中して仕事が進んでいくと思っていますので、引き続き理解をいただけるようにPR等に努めてまいりたいと思います。

教育長 寄せていただいた意見の多くは、かかわっていく中で生まれてきた意見が多いんですね。第三者的に傍観して、評論家的に論じているのではなくて、恐らくここに意見を寄せていただいた多くの皆さんはいろんな場面でかかわっている。そのかかわっている中から生まれてきた評価であり、意見である。だから余計大事にしていく必要がある。

ですから、肯定的な意見はもちろんですけれども、批判的なものについても、なぜそういうことを指摘するのかということもきちんと受けとめていかなきゃならないし、いずれにしても架空の計画、議論というか、机上の計画でとかく終わりがちな行政の仕事があるけれども、それを日常の中におろして、そして具体的にどう展開されているのか、そしてそこにどういう問題があって新たな課題が発生しているのかということもいろいろな人の声を聞きながら整理していく必要があります。そういう意味でビジョンの最後にこの推進計画をまとめ、そしてこの3年間を踏まえて次期の新しい教育ビジョンをどう構想していくのか、先ほど庶務課長から説明がありましたけれども、是非そういう3年間にしていきたいというふうに思います。

庶務課長 ありがとうございます。しっかりと取り組んでまいります。ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第41号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第41号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「令和元年度区立学校在籍者数等、令

和元年5月1日現在について」、学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 報告事項の「令和元年度区立学校在籍者数等について」ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず1の概要、(1)在籍児童、生徒数についてでございます。区立子供の在園児数につきましては、3歳児クラスが102名、4歳児が166人、5歳児が187人、6園全体で455人で、昨年度に比べまして3名減となっております。学級数は(2)に記載のとおり、17学級で昨年度と同様でございます。

次に、小学校につきましては通常学級の人数が2万690人、昨年度に比べまして392名の増で、学級数は707学級。昨年度に比べまして、10学級の増となっております。

次に、中学校では通常学級の人数が6,316人。昨年度に比べまして66人の増で、学級数は198学級で、2学級の増となっております。

次に、特別支援学級につきましては、小学校は173人、中学校は86人で、固定級の数(2)②に記載のとおりでございます。

最後に、済美養護学校は、小学生が85人で20学級、中学生が46人で9学級となっております。2の児童生徒数、学級数一覧では、子供園及び各学校の学年別児童生徒数は学級一覧に記載しております。

参考資料としまして、「平成31年度、新入学児童生徒指定校変更認定結果」と「児童生徒、学級数の推移について」をつけさせていただきます。児童生徒、学級数の推移についてにおきましては、これまでの児童生徒数等の推移を記載させていただきます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

教育長 昭和54年あたりを見ると、小学校が3万7,000だったものが1万7,000と半分以下に減った時期がありました。このドラスティックな変化にどう対応していったらいいかと、大変学校の編成に苦労した時期だったのだらうと思うのですが、その後、小学校は微増というか、1万7,000まで落ちたのが2万700まで上がってきていますから、約3,700弱増えてきています。中学の方はこれは完全に横ばいですね。多分この傾向はしばらく続くのだらうと推測されるのですが、問題はどの学校も平均的に増えているのではなくて、地域によって増減に特徴がある。この偏

在というか、このあたりが多分今後問題というよりも考えていかなきゃならないことの1つかなと思いますね。

ただ、そうはいっても、そうそう簡単に解決する問題ではありませんから、この辺は人口動向の変化を見極めると同時に、この間委員会でも議論していますけれども、これからも新しいまちづくりという区の大きな構想の中で人口の偏在に対してどう対応策を打っていくかという中の1つに学校も考えなきゃいけない。ただ、学校の規模をどうするかというよりは、学区の再編成であるとか、そういったことは今後課題になってくるかなと思います。そうはいっても今すぐなんとかしなくてはならないという意味合いではないので、区全体の構想の中まちづくりについて十分に考えていくことは必要かなと改めて思いました。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それではないようですので、報告1番につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項2番「『杉並区特別支援教育推進計画』の改定について」、特別支援教育課長からご説明を申し上げます。

特別支援教育課長 「杉並区特別教育推進計画」の改定についてご報告申し上げます。お手元の資料をご覧ください。「杉並区特別支援教育推進計画」を以下のとおり改定いたしましたので、報告させていただきます。

1、改定の必要性ということで、インクルーシブ教育システムに関する国の動向や「障害者差別解消法」の施行、また平成29年4月の学習指導要領の改定など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化していることから、平成30年度に改定いたしました「杉並区総合計画」、「杉並区実行計画」との整合を図りつつ、特別支援教育のさらなる充実に取り組む必要があり、改定となりました。計画期間は令和元年度から令和3年度までの3年間となります。計画改定の概要につきましては、従前の計画に掲げた3つの視点と5つの推進プランは継承しつつ、各推進プランの事業内容について必要な改定を行ってまいりました。

具体的な内容は表のとおりとなっております。今後のスケジュールにつきましては、この件を6月の文教委員会に報告する予定でございます。この推進計画改定にあたりまして、案の段階で杉並区の小学校・中学校長会、それから小学校・中学校のPTA、障害者団体、済美養護学校PTA、それから知的固定学級の保護者会等に案の段階でお示しし、策定

したものでございます。私からは以上となります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

對馬委員 「特別支援教育推進計画」はとても良いものをつくっていただいたと思いますが、今、校長会とかPTAのほうにはお示ししたということですが、やはり特別支援が必要なお子さんではない、いわゆる健常児の保護者の方とかのご理解というのもすごく大事だと思いますので、やはりこれは対象者ではない方のご家庭も含めてみんなに理解していただけるようにしていただければいいなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

特別支援教育課長 ありがとうございます。この計画自体ではないのですが、特別支援教室の導入にあたっては全児童生徒の家庭向けにパンフレットを作成して配布しましたし、あとこの計画につきましても、また主要なところにご説明にあがります。その中で昨年、特に青少年委員さんのほうから説明してほしいとか、いろいろそういった地域からの特別支援を取り囲む一般の方々、そういった方からも要望があり、応えてまいりましたので、今後も精力的に普及に努めたいと思います。ありがとうございます。

久保田委員 推進プラン3のところ、特別支援教室の充実というのが掲げられています。この間、小学校のほうはもうすでに全校設置ということで軌道に乗ってきているかなと思うのですが、中学校も全中学校設置ということで、いよいよ小・中全ての学校で特別支援教室の体制がずっと続いていくこととなりますが、見ていますと、どうしても新規採用教員とか若い教員が配置される傾向がどの地区でも多くて、やはり特別支援教室の中身、その質をどう高めていくかというのが大きな課題になっていると思います。その辺で、例えば杉並区内の特別支援教室に携わっている教員及び関係者を含めた横断的な情報交換も含めて、成果と課題をその都度明らかにしていくみたいのところはどうなっているのか教えていただければと思います。

特別支援教育課長 中学校もいよいよ今年度からスタートいたしまして、さまざまな課題が今後また出てきつつ、解決しながら進めなければいけないかなと思っております。教員の件につきましてはエリアを定めまして拠点校がございますが、そこに当然新人の先生も配置されるわけです

けれども、核になる先生も一緒に巡回したりするような仕組みは考えております。なおかつ、区のほうの研修といたしましても、具体的な実例を踏まえたりする実践的な研修内容にするようなことも考えております。

また、現場で実際に教育にあたっていらっしゃる先生方の中で、主任の先生にあたる方々、拠点校から1名ずつ代表で来ていただきまして、定期的に会合を持つことでそれまでの課題を挙げていただき、それを教育委員会が調整しながらどのように解決するかみたいなことは、この間、定例で取り組んでまいりました。今年度、中学校につきましてもさまざま想定外の課題も出るとは思います。中学校も4月に主任会を開催いたしました。今後も継続する中で課題の洗い出し、それから解決に向けての方法等を探ってまいりたいと考えております。

折井委員 先ほどの對馬委員のご意見と本当に実質全く同じなのですが、先日の教育委員会でも申し上げましたけれども、特別支援に関する理解が当事者の保護者の方だけではなく、もしくは当事者の保護者の方以上に周りの家庭の関係者が深い理解を持つということが何よりも大切だと思っております。

先日も申し上げたのですが、息子が通っている小学校で初めて体育館で2学年集まっての校長先生からの説明会が30分間ありました。その30分間は本当にとってもよくまとまった、恐らく教育委員会からの指導があったのかもしれないのですが、全体像もとても要領を得たわかりやすいスライドを用いた説明で、そしてうちの小学校での課題ですとかどのような取組をしているかということも非常によく説明をしてくださいました。

リーフレットを配ってくださるというのもよくわかりますけれども、私も教育委員会の資料だとしっかり読むのですが、学校からのものとはとてもいろいろ多くて、あといろいろなものが混じってきますので、どうしてもスルッといきがちのところはあるかと思っておりますので、やはり保護者会という基本的に参加できる方はみんな参加しているという場で、しかも担任の先生が個々に行うのではなくて、管理職の一番上である校長先生がきちんとお話ししてくださったというところがとても私は大切だったんじゃないかなと思います。

保護者会のやり方も息子が1年生の時からだいぶ変わって、この5年

間だけでもだいぶ変わってきて、クラスごとにほとんど行っていたのが、やはり共通の理解を得るために前半は会議室でみんなでといったような形にほとんどシフトしてきて、今回体育館での一律の説明というような形に変わってきています。保護者会はとても自分の子どもの様子を知る貴重な機会であるとともに、今保護者として何を知らなければいけないのかということを学校の関係者から聞くことができる貴重な機会というふうに思いますので、このような保護者会でなくてもいいとは思いますが、何らかの形で説明をいわゆる一般の保護者に向けてのものが増えていくといいなと思っています。

特別支援教育課長 この数年、各学校のPTAの方からも集まりに来てほしい、特別支援教育をお話しいただきたいというようなご要望もかなり出てまいりまして、精力的に伺わせていただいている経緯がございます。当課といたしましても、そういった普及啓発をしっかりとやっておりますというアナウンスを今一度しっかりとやりながら、さらに普及啓発に努めてまいりたいと思います。

伊井委員 それぞれの委員から皆様のほうにこの特別支援教育のプランが出来上がったことで、これもまた保護者だけではなくて、やはりいろんな方の手を携えながら子どもたちを育てていくという意見は私も同意見ですけれども、文言が本当にややこしいというか、このプランの後ろのところについている説明書きも素晴らしいなと思ったのですが、その前の22ページのところに「済美養護学校、特別支援学級、通常の学級、転学（特別支援学級）」と書いてありますが、ここの数字に関してはこの並びの数字というか、転学というあたりがよくわからないのですが、それをご説明いただきたいんですけれども。というわけで、文言がすごく似通っていたり、ちょっと一部違うだけだったりするので、そのあたりも是非そういった説明の時に少し丁寧に説明していただくとわかりやすいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

特別支援教育課長 極力、皆様にもわかりやすい、しかも正確を期したものにするためさらに研究してまいりたいと思います。ありがとうございます

伊井委員 転学というのはどこからどこへ。

特別支援教育課長 転学というのは知的固定学級とか済美養護が主ですけれども、転校とはちょっと違ってまいりまして、転学というのは特別支援

学級から通常学級に移るケースとか、通常学級から特別支援学級に来るケースとか、通常学級から済美養護学校、特別支援学校に行くケースとか、そういう籍が変わることを指しております。

伊井委員 そういうのはケース会議とかを重ねながら協議して。

特別支援教育課長 はい。1回1回会議をもちまして、専門的な資料も集め、最終的に保護者と合意形成を図り、籍を移すというような制度になっております。

伊井委員 その後、また子どもたちがそこに合った形で成長していくのかなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにご意見はよろしいでしょうか。それでは、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項3番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告させていただきます。1番、令和元年6月1日任命の方は3名いらっしゃいます。2人が学識経験者枠で、桃井第五小学校の丸山氏が同校の元校長先生となっております。また、皆川氏は区内の会社の経営者ということで学識経験者枠となっております。向陽中の三好氏は校長推薦枠としてPTA会長でございまして、現役保護者枠としての推薦になります。

2番の平成31年4月1日の任命の方につきましては、1名、牧野氏でございまして、杉並区のいじめ問題対策委員会の委員をお引き受けいただいております。本年4月より白梅学園大学の准教授となられ、学識経験者枠での任命となっております。各委員とも任期は任命日から原則2年となっております。

なお、2の4月1日任命の方が今回の報告になってしまいましたのは、浜田山小学校が本年の4月より学校運営協議会をスタートしております。推薦等にあたり学校との調整時に学校支援課の事務局のほうで不備があり、任命が抜けてしまいさかのぼっての任命となりました。今後、任命の決裁時ですとか教育委員会の提出前には事務局で把握している名簿を学校のほうに提示し確認していただくなど、同じミスを繰り返さないように取り組んでいきたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、報告事項3番につきまして以上とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習担当部長からご説明申し上げます

生涯学習担当部長 私からは平成31年4月分の杉並教育委員会共催・後援名義使用承認につきましてご報告申し上げます。4月分の合計は27件で、内訳は定例が27件、新規0件となっております。共催・後援別では、共催12件、後援15件となっております。4月承認分には新規のものはございませんでした。

以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。特にはございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長から業務連絡がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会の開催予定でございますが、6月12日水曜日、午後2時からを予定しております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、中央図書館の改修工事として関連がありますので、日程第3、議案第42号「杉並区立中央図書館改修建設工事の請負契約の締結について」、日程第4議案第43号「杉並区立中央図書館改修電気設備工事の請負契約の締結について」、日程第5議案第44号「杉並区立中央図書館改修空気調和設備工事の請負契約の締結について」、以上3議案を一括して上程をいたします。中央図書館次長からご説明申し上げます。

中央図書館次長 それでは、議案第42号、第43号、第44号につきましてご説明を申し上げます。本件は老朽化した中央図書館の設備等の更新につ

いて中央図書館改修基本計画に基づき改修工事を行うものでございます。建築工事につきましては、一般競争入札として入札公告により示した参加資格があり、自主結成された2者を構成員とする建設共同企業体3社により3回の入札を行いました。落札に至らなかったため、最低価格の入札者と価格交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2、第1項第8号の規定により随意契約とするものでございます。

残る電気設備工事、空気調和設備工事の2工事につきましては、一般競争入札により落札した建設共同企業体と請負契約を締結するものでございます。契約の金額、契約の相手方等につきましてはお手元の議案に記載のとおりでございます。

なお、資料といたしまして、建物平面図を議案第42号に添付してございます。資料1は案内図で、工事場所は杉並区荻窪三丁目40番23号でございます。資料2は工事概要でございます。建物の構造規模は鉄骨鉄筋コンクリート造り、地上2階、地下1階建、敷地面積は5,109.39平方メートル、建築面積は1,886.69平方メートル、延べ床面積は4,605.78平方メートル。各階面積、高さ、基礎構造等につきましては記載のとおりでございます。資料3は資料室の内部仕上げでございます。資料4は建物の配置図でございます。資料5から8までは各階平面図でございます。資料9は内観透視図でございます。1階正面入り口から見ました完成予想図でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 業者が決まったということで良かったなと思いますが、決定の前の段階で、たしか区民の方々と何かワークショップみたいなものを行っているようなご意見を伺ったりしたと思うのですが、どういったところに区民の方のご意見とかが反映されているところがあるか教えていただけますか。

中央図書館次長 ご指摘のとおり、設計前に主に平成28年度に区民の方々からいろいろな機会を通じまして意見をいただいております。その中でやはり幾つかご希望、区民の意見というものがございすけれども、やはりオープンスペースをなるべく多く確保してほしいと。座席数という

ようなものも広くとってほしいというようなことですか、あるいは周辺の公園なども隣接しておりますので、そういうところも生かした明るく快適な読書空間、そういったようなものをつくってほしいといったことや、あるいはカフェゾーンみたいなものをやはり充実してほしい、そんなようなご意見がございましたので、できる限りそういったご希望をかなえるような設計にさせていただいているというところでございます。

對馬委員 今の中央図書館の1階にカフェがあったのに利用者がほとんどいなくて、でもカフェをつくってほしいというご意見があったというのはあの時にも伺ったと思うのですが、スタバのような空間をとというようなご意見があったように覚えているのですが、この1階にあるカフェというのは経営というか、運営はどういう形で今は考えているのでしょうか。

中央図書館次長 1階にカフェゾーンをつくる予定となっておりますが、この中央図書館は現在委託をしておりますので、その運営の中で今後プロポーザルというか、そういったような形で事業者も実際に決めていこうと考えております。その中でやはりカフェゾーンにつきましても区民の要望などをかなえられるような事業者とペアで提案をしていただきたいなと思っておりますのでございまして、今までのような形ではなくて、もうちょっと区民の方々に喜ばれるようなカフェにしたいと思っております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。まず、議案第42号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第42号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第43号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第43号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きますして、議案第44号につきましては、原案のとおり可決して異議
ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第44号につきましては原
案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程はすべて終了いたしま
した。

本日の教育委員会を閉会いたします。